

## 第2章 計画の基本目標等

### 2-1 基本目標

#### 自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承

本計画では、市民・事業者・行政の全ての者が協働して、環境への負荷が減らされた豊かで潤いのあるまちづくりを目指すこととし、第一次計画から引き続き「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」を基本目標に掲げます。

また、この基本目標を実現するために、より具体的に市民・事業者・行政で共有されるよう、次の総合的な目標数値を掲げます。

#### 【環境基準】

##### 環境基準達成率

	基準年度	中間目標	最終目標
	令和元年度	令和8年度	令和13年度
目標値	86.8%	92%	100%

環境の状況の科学的判断として、環境基本法に基づき国が定める「環境基準」を用いることとし、その達成率を目標数値とします。環境基準達成率は、別表①（5ページ）に示す指標を用いて算定することとします。

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であるため、その全てが達成されることを目指します。

#### 【温室効果ガス】

##### 市域から排出される二酸化炭素排出量

温室効果ガス排出量については、日常の生活・事業活動との関係がより密接な「二酸化炭素排出量」を目標数値とします。

	基準年度	中間目標	最終目標
	平成25年度	令和8年度	令和13年度
目標値	1,935千t-CO <sub>2</sub>	1,295千t-CO <sub>2</sub>	1,051千t-CO <sub>2</sub>

令和3(2021)年10月に改訂された国の地球温暖化対策計画では、令和12(2030)年度までに温室効果ガス排出量を46%削減(平成25(2013)年度比)することを目指しています。

防府市では、この国の削減目標の部門別の削減率を参考に、部門毎の排出量を算出することにより、目標とする二酸化炭素排出量を導き出しています。部門別の排出量の内訳は、別表②（6ページ）に示すとおりです。

市域から排出される二酸化炭素排出量を令和13(2031)年度までに45.7%削減(平成25(2013)年度比)することを目指します。

## 【廃棄物】

### 1人1日当たりのごみ排出量

	基準年度	中間目標	最終目標
	令和2年度	令和8年度	令和13年度
目標値	938g	812g	776g

※令和8(2026)年度の処理区域内人口 113,646人

※令和13(2031)年度の数值は、処理区域内人口 112,089人を推計値として算出

廃棄物排出量については、市民等による発生抑制や市による再生利用などの取組が総合的に反映される「1人1日当たりのごみ排出量」を目標数值とします。ただし、自然災害等に伴う災害ごみの量は除きます。

別表①「環境基準達成率の算定に用いる指標等の一覧」

分野	指標名		基準年度 令和元年度		中間目標 令和8年度		最終目標 令和13年度	
			測定 地点数	環境基準 達成数	測定 地点数	環境基準 達成数	測定 地点数	環境基準 達成数
大気	二酸化硫黄		2	2	2	2	2	2
	二酸化窒素		2	2	2	2	2	2
	浮遊粒子状物質 (SPM) ※ <sup>1</sup>		2	2	2	2	2	2
	光化学オキシダント ※ <sup>2</sup>		1	0	1	0	1	1
	微小粒子状物質 (PM2.5) ※ <sup>3</sup>		1	1	1	1	1	1
水質	海域	化学的酸素要求量 (COD) ※ <sup>4</sup>	6	5	6	5	6	6
		全窒素	3	3	3	3	3	3
		全燐	3	3	3	3	3	3
	河川	生物化学的酸素要求量 (BOD) ※ <sup>5</sup>	2	2	2	2	2	2
騒音	一般地域	昼間	14	13	14	14	14	14
		夜間	14	10	14	12	14	14
	航空機		3	3	3	3	3	3
合計			53	46	53	49	53	53
環境基準達成率			86.8% (46/53)		92% (49/53)		100% (53/53)	

※1 浮遊粒子状物質 (SPM) : 大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径が10 $\mu$ m以下のものです。

※2 光化学オキシダント : 大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光の紫外線が作用して生成されるオゾン等の酸化物質の総称です。光化学スモッグの原因となり、高濃度の場合には、粘膜への刺激や呼吸器へ影響を及ぼします。

※3 微小粒子状物質 (PM2.5) : 大気中に浮遊している粒子状の物質のうち特に粒子が2.5 $\mu$ m以下のものをいいます。微小な粒子のため、肺の奥まで入りやすく、呼吸器系への影響が懸念されています。

※4 化学的酸素要求量 (COD) : 海域や湖沼の汚濁指標として採用され、数値が高いほど水中の汚濁物質が多く汚れの度合いが大きいことを示します。

※5 生物化学的酸素要求量 (BOD) : 河川の汚濁指標として採用され、数値が高いほど水中の汚濁物質が多く汚れの度合いが大きいことを示します。

別表② 市域から排出される二酸化炭素排出量の内訳

			基準年度 平成25年度 (2013年度)		中間目標 令和8年度 (2026年度)			最終目標 令和13年度 (2031年度)			参考：国の地球 温暖化対策計画 で示されている 削減割合 目標年度：2030 年度		
			排出量 (1,000 t-CO <sub>2</sub> )	割合	排出量 (1,000 t-CO <sub>2</sub> )	割合	基準 年度比	排出量 (1,000 t-CO <sub>2</sub> )	割合	基準 年度比			
エネルギー 起源	産業部門	製造業	1,175	61.7%	846	65.3%	-29.1%	713	67.8%	-40.2%	-38%		
		建設・鉱業	13										
		農林水産業	5										
		計	1,193										
	家庭部門		270	14.0%	134	10.3%	-50.5%	81	7.7%	-69.9%		-66%	
	業務その他部門		224	11.6%	137	10.6%	-39.0%	103	9.8%	-54.0%		-51%	
	運輸部門	自動車	旅客自動車	129	11.7%	165	12.7	-26.8%	142	13.5%		-37.1%	-35%
			貨物自動車	80									
			計	209									
		鉄道		9									
船舶		8											
計		226											
エネルギー転換部門(発電所等)		—	—	—	—	—	—	—	—	-47%			
小計		1,913	98.9%	1,282	99.0%	-33.0%	1,039	98.9%	-45.7%	-45%			
非 エネルギー 起源	工業プロセス		—	—	—	—	—	—	—	—	-15%		
	廃棄物(一般廃棄物処理場分)		22	1.1%	13	1.0%	-40.9%	12	1.1%	-45.0%			
	燃料からの漏出		—	—	—	—	—	—	—	—			
	小計		22	1.1%	13	1.0%	-40.9%	12	1.1%	-45.0%			
合計			<b>1,935</b>	100.0%	<b>1,295</b>	100.0%	-33.1%	<b>1,051</b>	100.0%	-45.7%	-43%		

(注1) 割合は四捨五入で表示しているため、合計が合わない場合があります。

(注2) 二酸化炭素排出量は、環境省作成の「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル 算定手法編」により、3年遅れで公表される各種統計資料から推計するものです。ただし、産業部門(製造業)については、産業分類の細分化を行って算定しています。

(注3) 令和3年10月改訂の国の「温暖化対策計画」は、温室効果ガス排出量を2030年度において、46%削減(平成25(2013)年度比)、うちエネルギー起源二酸化炭素排出量を45%削減(平成25(2013)年度比)することを目標としています。

## 2-2 基本方針

本計画では、3つの基本方針を掲げ、各種施策を展開します。

### 1 健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための低炭素・循環型・自然共生社会の構築

地球規模の環境問題であり、同時に私たちの生活に直結する身近な問題でもある、地球温暖化、ごみの増大、生物多様性の保全などの課題を克服し、自然と調和のとれた持続可能な社会の実現のため、「低炭素・脱炭素の推進」、「循環型社会の形成」、「自然環境の保全」に向けた取組を推進します。

### 2 市民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保

市民が健康で安全な暮らしを営む上で基礎となる、大気、水質を保全するとともに、騒音、振動、悪臭等に悩まされることのない良好で快適な生活環境を確保し、将来の世代へと継承するため、「生活環境の保全」に向けた取組を推進します。

### 3 「持続可能なほうふ」を実現する人づくり・地域づくり

市民、事業者をはじめとする多様な主体が、環境問題を自らの問題として認識し、自主的かつ積極的に、また、相互理解を深め、互いに連携・協力して環境に配慮した取組を実践し、持続可能な地域を形成していくことが重要であることから、「環境に配慮し、行動できる人づくりの推進」、「ほうふの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進」に向けた取組を推進します。